明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（二五二）　三
○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（二五三）　四
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五四）　八
○金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（二五五）　三
○ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の施行期日を定める政令（二五六）　三
○ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行令（二五七）　三

〔府　令〕
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五五）　三

〔府令・省令〕
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**八）　四

〔省　令〕
○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一一三）　四
○ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行規則（**文部科学**二四）　四

〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（**金融庁**一二五）　五
○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（**同**一二六）　五
○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等に基づき、適格格付業者及び適格格付を定める件（**同**一二七）　五
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（**同**一二八）　六
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（**同**一二九）　六
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（**同**一三〇）　七
○最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（**同**一三一）　七
○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（**同**一三二）　七
○銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の五第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の二十三第一項第一号イに規定する格付を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・財務**一）　七
○ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行規則第二十五条第二項の文部科学大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準並びに同規則第二十七条第一項第二号の文部科学大臣が定める金額を定める件（**文部科学**一七五）　一四
○最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（**同**一三一）　一四
○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（**同**一三二）　一四
○銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の五第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十第一項第一号イ及びハ(1)、第二十条の十六第一項第一号イ及びハ(1)並びに第二十条の二十三第一項第一号イに規定する格付を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・財務**一）　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（文部科学省）

1　やむを得ない事由により学資金を返還することが困難となった者について学資金の返還の条件の変更をする場合における返還の期限の特例等を定めることとした。（第五条第三項関係）

2　1による学資金の返還の条件の変更が行われる場合における第二種学資金の利率の特例を定めることとした。（第四条第二項関係）

3　この政令は、平成二三年一月一日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第二五三号）（総務省）

1　住民基本台帳カードの継続利用に関する事項

㈠　住民基本台帳カードの交付を受けている者等が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合に、転出地市町村長から転入地市町村長へ通知する事項として、住民基本台帳カードの管理のために必要な事項を追加することとした。（第二四条の三関係）

㈡　住民基本台帳カードの継続利用が可能となることに伴い、これまで住民基本台帳カードの交付市町村長が行い、又は交付市町村長に対し行うこととされていたことを、住所地市町村長が行い、又は住所地市町村長に対し行うこととした。（第三〇条の一五、第三〇条の一七～第三〇条の一九関係）

㈢　転出届をして転出をした場合（国外に転出をした場合を除く。）には住民基本台帳カードが失効しないこととする等、住民基本台帳カードが失効する場合の規定について所要の改正を行うこととした。（第三〇条の二〇関係）